

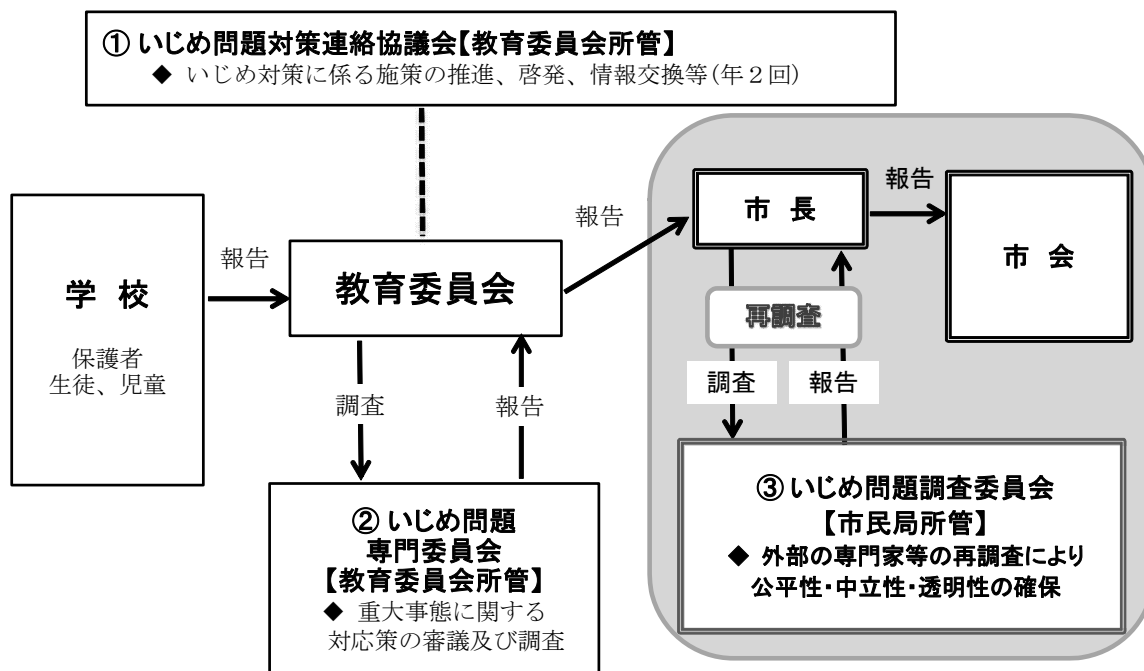
## いじめ防止対策推進法に定める「いじめ問題調査委員会（仮称）」の設置について

### 1 横浜市におけるいじめ防止対策について

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が9月28日に施行となり、10月11日には、国の「いじめ防止基本方針」が策定されました。

この「法」施行を受け、横浜市教育委員会では「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策を推進するための体制づくりを進めます。

この基本方針の中で、いじめ問題で重大事態が発生した場合には、教育委員会で設置する「いじめ問題専門委員会」で対策協議や調査等を行い、調査結果を市長へ報告することとしています。この報告を受けた市長は再調査の必要があると認めるときには、「横浜市いじめ問題調査委員会」を設置し、再調査を行うことができるとされています。



この調査委員会は公平性・中立性・透明性を確保するため、外部の専門家等によって再調査を行うものです。そのため、市長の附属機関として、あらかじめ条例で設置し、その事務局を市民局で担うこととします。

## 2 「いじめ問題調査委員会」の概要

横浜市におけるいじめ防止対策の中で、市民局で担う「いじめ問題調査委員会」の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 所掌事務：重大事態に係る教育委員会からの調査結果についての調査（再調査）に関すること

(2) 組織構成：10人以内 {学識経験者等（医師、弁護士、人権擁護委員等）}

(3) 会議開催：随時（市長が必要と認めた場合に招集）

(4) 重大事態の考え方（法第28条第1項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〈各委員会等の概要〉

| 組 織              | 根拠条文                       | 内 容                      |   | 所 管         |
|------------------|----------------------------|--------------------------|---|-------------|
|                  |                            | 所掌事務                     | 組織構成                                    |             |
| ①横浜市いじめ問題対策連絡協議会 | 第14条<br>第1項                | いじめ防止等に係る関係機関の連携強化の推進    | 20人以内<br>学校、教育委員会、児童相談所、地方<br>法務局、警察等   | 教 育<br>委員 会 |
|                  |                            | いじめ対策に係る情報交換・啓発等         |   |             |
| ②横浜市いじめ問題専門委員会   | 第14条<br>第3項<br>第28条<br>第1項 | いじめ問題に関わる対策協議、調査研究・方針の策定 | 15人以内<br>学識経験者等<br>学校、医師、福祉、<br>心理、弁護士等 | 教 育<br>委員 会 |
|                  |                            | 重大事態に関する対応策の審議及び調査       |   |             |
| ③横浜市いじめ問題調査委員会   | 第30条<br>第2項                | 重大事態に関わる専門委員会の調査結果に対する調査 | 10人以内<br>学識経験者等<br>医師、弁護士、<br>人権擁護委員等   | 市民局<br>人権課  |

## いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 （省略）

3 第2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 （省略）

3 （省略）

（公立の学校による対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4～5 （省略）